監査品質のマネジメントに関する

年次報告書

（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

興亜監査法人

（目次）

Ⅰ　監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

１. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ　3 頁

２. 事務所概要　4 頁

Ⅱ　経営管理の状況等

１. 品質管理基盤　5 頁

２. 組織・ガバナンス基盤　8 頁

３. 人的基盤　10 頁

４. IT 基盤　12 頁

５. 財務基盤　13 頁

６. 国際対応基盤　14 頁

（別紙）当監査法人のガバナンス・コード

Ⅰ　監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1.　監査事務所の最高責任者からのメッセージ

経営理念

公認会計士としての使命感・責任感を保持し、質の高い監査業務の遂行により社会に貢献する。

「行動指針」

監査品質管理の向上に努める。

自己研鑽による監査技術の向上に努める。

職業倫理観を保持する。

法令を遵守し、社会の規範となる。

私たち興亜監査法人は、上記のとおり「経営理念」と「行動指針」を定めています。監査業務の遂行にあたって常に監査の品質を重視しており、1982 年 12 月の設立以来、この姿勢は 40 年以上にわたって変わっていないと自負しております。

また、資本市場からの「期待」やクライアントからの「信頼」に応えるため、監査の現場で実際にサービスを提供する「公認会計士」の資質を重要視しており、以下の資質を高く有している人材により監査チームを組織しています。

1. 公認会計士としての使命感・責任感
2. 真摯な態度・誠実な対応
3. スピーディな対応力・判断力
4. 高度な専門的能力
5. たゆまぬ努力・自己研鑽を楽しむ資質

私たち興亜監査法人は、経済社会・資本市場の健全な発展に資するべく監査業務を遂行することにより、私たち自身も成長してまいる所存です。

興亜監査法人

理事長　柿 原 佳 孝

2.　事務所概要（2025年3月31日現在）

法人名	興亜監査法人	
	Koa Audit Corporation	
理事長	柿原佳孝	
所在地	東京都千代田区神田錦町 3 丁目 19 番	
設立	1982 年 12 月	
人員構成	代表社員	4 名
	社員	6 名
	公認会計士	37 名
	中国公認会計士	1 名
	事務職	2 名
	合計	50 名
関与先数	金商法・会社法監査	9 社
	会社法監査	5 社
	学校法人	5 社
	労働組合	9 社
	その他の法定監査	2 社
	その他の任意監査	11 社
	合計	41 社

Ⅱ　経営管理の状況等

1.　品質管理基盤

（1）品質管理に関する基本方針

全ての監査法人がそうであるように、当監査法人も「監査の品質管理」を経営管理の最重要課題として認識しております。そのために、監査の品質管理に関する方針及び手続を定めるとともに、監査品質を維持・向上していくための体制を構築しております。

監査の品質管理に関する方針及び手続は、監査の品質管理規程を含む体系化された規程・マニュアルにより具体化されております。

（2）品質管理体制

当監査法人では、品質管理システムに関する最高責任者を理事長とし、品質管理の整備・運用部門として品質管理室を設置しております。品質管理室は、社員会により選任された代表社員である品質管理担当責任者と、社員である品質管理担当者2名を選任しております。品質管理室以外にも、各社員が教育研修担当、アサイン担当、人事評価担当、情報セキュリティ担当を社員から選任し、品質管理業務に携わっております。

また、監査品質の維持・向上を目的として、全社員で構成する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会は、品質管理に議論の焦点を絞り、意見交換、報告、情報共有の場として機能させることを目的に、月に１度開催しております。

（3）職業倫理及び独立性の保持

当監査法人では、職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理及び独立性の確保に関する方針及び手続を定めております。

職業倫理につきましては、職業倫理に関する遵守事項を規定により定め、法人の行動指針の一つとして理事長メッセージを通して組織内に浸透させております。また、品質管理担当責任者は年に１度全職員より誓約書を入手し職業倫理の遵守状況を確かめております。さらに、監査責任者は監査業務の全ての局面において専門要員が職業倫理の遵守をしていることを確かめております

独立性につきましては、品質管理担当責任者が、毎年１月１日現在、7 月１日現在並びに必要となる時点において、全職員が提出した「監査人の独立性のチェックリスト」をもとに、独立性に対する阻害要因の有無を調査するとともに、独立性の遵守状況に変更がないことを業務報告書等により毎月確かめております。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードの適用を行い、社員会に報告しております。

（4）独立性の遵守状況

	2024 年 7 月 1 日現在	2025 年 1 月 1 日現在
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0 件	0 件

（5）ローテーション

当監査法人における監査業務担当者の長期間の関与につきましては、ローテーション規程を定めて適切に管理しております。

上場会社等社会的影響度の高い事業体につきましては、業務執行社員としての最長関与期間とインターバル期間を以下のとおり定め、これを遵守したローテーション計画を策定しております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7 会計期間	5 会計期間
その他の業務執行社員	7 会計期間	2 会計期間

また、監査業務の審査につきましては、コンカリング・レビュー・パートナー制を採用しており、審査担当者の任期についても、以下のとおり定めております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
審査担当者	7 会計期間	3 会計期間

（6）契約の新規締結及び更新

当監査法人では、監査の品質管理規程において、契約の新規締結及び更新に関する方針を定めております。契約の新規締結及び更新につきましては、社員会において主に以下の観点から情報を収集し、討議・検討のうえで決議を行っております。

・リソース（監査時間や人的資源）が確保できること
・関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
・関与先の誠実性が、契約の新規締結や更新に重要な影響を与えないこと

（7）指揮、監督及び査閲

当監査法人では、監査責任者であるパートナーのうち 1 名が現場責任者を兼任する体制を原則としております。パートナーがクライアントと現場で直接応対することにより、深度のある専門的な判断を、スピード感をもって行うことが可能になります。

また、監査責任者が個々の監査チームメンバーの適正、能力及び経験を考慮して、日程及び分担を決定し、その結果を適時に査閲しております。

金融商品取引法適用会社は、社会的に影響が大きく、監査時間も多くかかります。当監査法人はパートナーのうち 1 名が現場の責任者を兼任する体制であり、かつローテーションも考慮に入れる必要があることから、社員 1 人当たりの金融商品取引法適用会社数に留意しております。

	2024 年 3 月 31 日時点	2025 年 3 月 31 日時点
A　金融商品取引法適用会社数	10 社	9 社
B　社員数	8 名	10 名
A÷B　1 人当たり会社数	1.25 社	0.90 社

（8）審査

当監査法人では、コンカリング・レビュー・パートナー制を採用しており、全ての監査業務に対して審査担当パートナーを選任しております。監査チームは、監査意見の形成に至る全過程について審査担当パートナーの審査を受審し、審査が完了するまでは監査報告書を発行することができない制度となっております。

また、審査担当者の適格性や客観性の要件を定めるともに、審査実施方法及び内容、審査担当者と監査チームで意見の相違が生じた場合の対処方法等を審査規程において明文化し、審査の実効性を確保しております。

（9）専門的な見解の問合せ

当監査法人では、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項及び監査事務所の方針又は手続で専門的な見解の問合せが必要とされている事項、その他監査責任者が職業的専門家として専門的な見解が必要と判断した事項につきましては、監査責任者は適切に専門的な見解の問合せを実施することを規定しております。

専門的な見解の問合せ先には、法人外部の法律等の専門家のほか、法人内部において能力、適性のある者を選定しております。

（10）監査調書の管理

当監査法人では、監査ファイルの最終的な整理期限を監査報告書日・中間監査報告書日・期中レビュー報告書日（監査調書に複数の監査報告書が含まれている場合にはいずれか遅い監査報告書日）から 60 日以内としております。最終的な整理期限後、監査調書は品質管理担当責任者の管理下に置かれます。特に、上場会社等の監査調書につきましては、監査調書の改ざん防止措置規程を設けて、より徹底した監査調書の保全を実施しております。具体的には、監査ファイルは DVD-R に保存し、それを監査調書とし、監査調書（DVD-R)を、当監査法人で定めた期日内に品質質管理担当責任者に提出し、品質管理担当責任者が厳重に管理を行うことにより、監査チームが監査調書にアクセスできないようにしております。また、監査報告書日から品質管理担当責任者への提出日までの監査調書の変更については変更記録を残し、審査担当者の確認をうけております。

（11）完了した監査業務の検証

当監査法人は、品質管理システムの監視を行うため、完了した監査業務の検証を循環的に実

施しております。検証のサイクルは、原則として 3 年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定することとしています。

2025 年 3 月期においては、3 社の個別業務に対して定期的検証を実施し、検証対象となった社員は 5 名であります。

（12） 外部によるレビュー等

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

当法人における外部によるレビュー等の結果は以下のとおりです。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー	当監査法人は、2023 年 2 月 14 日付けで品質管理のシステムの整備、及び運用の状況のいずれについても重要な不備事項が見受けられない旨の結果を受領しております。
公認会計士・監査審査会による検査	当監査法人は、公認会計士・監査審査会の検査による行政処分勧告、及び金融庁による行政処分を受けたことはありません。

2. 組織・ガバナンス基盤

（1） 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人は、「Ⅰ 2.事務所概要」に記載したとおり、小規模な監査法人であるため、法人の経営機関と監査現場との間に隔たりがほとんどないことから、相互監視によることで透明性の高い組織・ガバナンス体制を構築することが可能であると考えております。このため、権限の委譲や細分化は極力排除し、最高意思決定機関である社員会において、日常的な一定の重要事項をも決議することにより法人の組織運営を行っております。

他方、同じ組織内の構成員による相互監視では、類似した視点からの監視となる危険性を孕む

ことから、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用し、独立性を有する第三者（公認会計士）を選任し、監督・評価の役割のほか、法人内部では気づきにくい大所高所の視点から外部の意見を伺うことを期待しております。

今後も効果的・効率的な法人経営や監査品質の維持・向上のため、小規模な組織であってもより効果的な組織・ガバナンスはないか、組織の規模に変動が生じた場合にはどうすべきか、継続して自問自答することが肝要であると考えております。

（2）社員会

当監査法人では、社員会を最高意思決定機関と位置付けて、日常的な一定の重要事項から最重要事項まで意思決定を行っております。社員会は、代表社員 4 名、社員 6 名の合計 10 名で構成されており、最高経営責任者である理事長と品質管理担当責任者を中心として、各社員がそれぞれの担当をもって組織運営を行っています。社員会は、月に1度開催することを原則として、これを定時社員会としております。この他、必要に応じて臨時社員会を開催しております。

また、監査の品質に関しては、重要な懸念事項の生じた関与先や継続的なモニタリングが必要と判断した関与先について、個別業務の監査責任者や審査担当者に任せきりにすることなく、社員会において情報共有することにより、効果的な監視が行える体制を構築しております。

なお、2025 年 3 月期には定時社員会は 12 回、臨時社員会は 8 回、それぞれ開催いたしました。

（3）独立性を有する第三者

当監査法人では、独立性を有する第三者である公認会計士を外部有識者として招き入れ、効果的な法人運営や監査の品質向上に資する意見を伺うなど、当監査法人の評価・監督の役割を担う体制を整えております。

当監査法人では、独立性を有する第三者の独立性について、以下のように定義しております。

①選任時点で当監査法人及び当監査法人の関与先と一切の関係がない者
②過去において当監査法人の社員及び常勤職員の地位になかった者
③当監査法人の上場会社の関与先の役職員の地位に過去 5 年超ない者
④当監査法人と非常勤職員等として業務の実施が過去 5 年超ない者

上記条件に該当する独立性を有する第三者として、石久保善之公認会計士を選任しております。石久保善之公認会計士は大手監査法人の元パートナーであり、一般事業会社で社外役員としての経験も豊富であることから、当監査法人の監督・評価の役割のほか、当監査法人の内部の構成員だけでは気づきにくい事項や大所高所からの意見を期待しており、社員会へ定期的に出席しております。

3.　人的基盤

当監査法人では、品質の高い監査業務を提供するため、その根幹となる人材の基盤確保を重視しております。リソースの量的な確保だけでなく多様な人材を確保する観点から、我が国の公認会計士の資格以外の資格を保有する者の採用、兼業や副業を認めることによる多様なスキルセットを持つことを推奨しております。

また、当監査法人では、非常勤の専門要員は36名でその比率は75%と高くなっておりますが、これは、経験とスキルのある専門要員に監査業務に従事していただくためには、非常勤の方が採用しやすいためです。

（1）当監査法人の人員、及び監査経験年数（公認会計士登録後年数）

当監査法人の2025年3月31日現在の職階別人員構成は以下のとおりです。

代表社員・社員	10名
社員以外の公認会計士	37名
中国公認会計士	1名
事務職員	2名
合計	50名

当監査法人では、品質の高い監査業務を提供するため、監査の経験が十分にある者を採用しております。2025年3月31日現在の公認会計士の登録後年数は以下のとおりであります。

公認会計士登録後年数	代表社員・社員	社員以外の公認会計士
10年未満	1名	9名
20年未満	5名	18名
20年以上	4名	10名

（2）人的リソースの状況

当監査法人では、高品質の監査業務を実施するため、人的リソースの確保を重視しております。監査契約の新規受嘱や更新の際に人的リソースの確保を確認・検討しておりますが、関与先数と公認会計士資格者数との関係は以下のとおりです。当監査法人は小規模の関与先が多いため、専門要員一人あたりの関与先数は大規模・中堅監査法人と比較して大きくなりがちですが、下記のとおり、2025年3月31日時点において必要なリソースは確保されております。

	2024年3月31日	2025年3月31日
関与先数（社）：a	43社	41社
社員数（人数）	8名	10名
社員以外の専門要員（人数）	38名	38名
専門要員計（人数）:b	47名	48名
公認会計士一人当たり関与先数（社）：a/b	0.91社	0.85社

（3） 人材の多様性の重視

当監査法人では、高品質の監査業務を提供するため、バックグラウンド、経験、スキル、視点、適性の多様性を重視しております。外国の公認会計士資格（中国）を保有する者やIT資格を保有する者など異なる資格を保有する者や、我が国の公認会計士の中でも監査業務のみを行ってきた者に限らず一般事業会社勤務経験者やコンサルティング会社勤務経験者などによって構成されております。業務内容に合わせた適材適所の人材の配置や多様な視点で監査を実施することで個々のバイアスを軽減させることにより効果的な監査を実施しております。

また、当監査法人では女性に活躍の場を提供することを重視しております。2025 年 3 月 31 日現在において、社員の女性比率は10名中1名で10.0%、常勤の専門要員は2名中1名で50.0%、非常勤の専門要員は 36 名中 8 名で 22.2%となっております。今後も引き続き、多様性を尊重する法人文化の醸成を推進し、業務の従事時間の柔軟な設定やテレワークの実施により男女問わず働きやすい環境を整備することを重視してまいります。

（4） 兼業・副業を認める体制

当監査法人では、社員及び常勤職員について、一定の条件を設けた上で個人での副業・兼業を認めております。こうした体制には、以下のメリットがあると考えております。

①人材の多様性と成長

兼業や副業を通じて多様な経験、スキル、リスク視点等を得ることができるため、法人としての成長につながること。

②人材の確保とモチベーション

特に若い世代は、自分のキャリアや興味を追求する機会を求める傾向があるため、兼業・副業を認めることで、人材の定着につながること。また、従業員のワークライフバランスが改善され、モチベーションや生産性が向上することが期待されること。

③経済的な理由が監査意見に影響するリスクの低減

社員及び常勤職員が監査業務以外の収入を得ることで財政的基盤が強固となることから、経済的な理由が監査意見に影響するリスクを低減できること。

以上より、兼業・副業を認める体制を確保することは、構成員の満足度を高め、法人全体の競争力を強化することにつながるものと考えております。

（5） 人事評価制度

監査の品質を重視した人事評価制度の構築･運用を図るべく、専門要員人事評価規程を整備し運用しております。具体的には、法人の重視する人財の資質･能力として⑴ 価値観・倫理・姿勢、⑵専門知識、⑶変化即応能力・学び続ける姿勢、⑷ 本質を見抜く能力、⑸ 課題解決能力、⑹一般知識・教養の 6 つを掲げ、これら 6 つの資質･能力を有している専門要員の採用･育成･契約の維持及びさらなる確保を目指す体制を構築しております。

社員･常勤職員･非常勤職員いずれについても、2 段階評価体制を構築し最高経営責任者の主

観的評価に基づく単独評価がなされないような人事評価システムを構築するとともに、監査の品質を最優先とした評価項目を設定した人事評価シートの利用により、実効性のある評価態勢を構築しております。

（6）研修方針・体制

①研修方針

当監査法人に所属する専門要員の教育研修を統一的かつ効率的に実施するため、教育研修担当を置き、専門要員がスキルアップできるよう配慮するとともに、監査の品質維持・向上を図っております。

②体制

教育研修担当社員 1 名を選任しております。

③CPD の履修管理

当監査法人では、日本公認会計士協会が実施している継続的専門能力開発制度（CPD）の研修について、CPD 義務対象者の専門要員は、 CPD を毎年最低 40 単位（職業倫理 2 単位、税務 2 単位、監査の品質及び不正リスク対応 6 単位（うち 2 単位以上は不正事例研修）を含む）を履修しなければならず、12 月末までの概ね 30 単位の履修努力義務と、2 月末までの 40 単位の履修完了義務を規定しております。

教育研修担当は 12 月末と 2 月末に全ての専門要員の履修状況を把握するとともに、1 月と 3 月の社員会において年間 40 単位未達成者の履修状況について報告しております。

なお、3 月の社員会まで（非常勤の専門要員の場合は 3 月の業務報告書提出時まで）に 40 単位の履修及び登録を完了していない専門要員に対しては、履修及び登録を完了するまで監査業務への従事を認めないこととし、CPD 履修義務違反の発生を防止しております。

④重要な研修の指定

当監査法人では、日本公認会計士協会、その他の主催する研修の中から各専門要員が受講すべき重要な研修であると判断した場合には、各専門要員に通知し、履修を促しております。

⑤法人研修

教育研修規程に基づき毎年法人研修計画を策定し、基準等の改訂や品質管理、独立性・インサイダー取引等に関して当監査法人主催の研修会を実施しております。特に監査の品質維持・向上のため重要と判断される研修につきましては、全ての専門要員必修の研修とし、定期的に実施しております。

4. IT 基盤

（1）IT に関する基本方針と現状

当監査法人では、業務効率の向上・労働環境の向上等の観点から、IT 基盤を整備し、法人の

業務全般に取り入れることを最重要テーマの一つとして考えております。

現在、当監査法人では、クラウドサービスを導入し、法人内部やクライアントとのデータ共有のみならず、クラウド上でデータファイルを作成する仕組みを整備運用しております。アクセスに当たっては、二段階認証を採用することで、なりすましリスクに対応しております。また、アサイン管理のための独自システム(日程管理ツール)を開発し、法人全体での効果的なスケジュールやリソース管理を実現しております。

（2）情報セキュリティ

当監査法人では、業務で取り扱う情報の秘匿性の高さを鑑み、セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ実施基準・情報セキュリティ対策基準）を定め、IT 環境の変化に伴い適宜改訂するとともに、その内容を法人研修により全職員に周知しております。また、全職員の情報セキュリティの遵守状況を定期的にモニタリングし、その運用が徹底されていることを確認しております。

当監査法人では、IT・情報セキュリティ部門が情報セキュリティの全般的な責任を有しており、情報セキュリティの教育やインシデント発生時の対応等について、積極的な関与を行っております。

また、当監査法人では、情報セキュリティ強化のため、専門要員に業務で使用するPCを貸与しており、さらに、そのPCを紛失した場合の情報漏洩リスクを低減させるため、暗号化された領域を生成するソフトウェアを導入し、PC にデータが残らない仕組みを構築しております。

（3）今後の方向性

当監査法人では、監査調書の改ざん防止の更なる強化や監査業務の効率化の観点から、2026 年度を目標に電子監査調書システムを導入する予定であります。

当監査法人では、情報システムに係る投資は必要不可欠なものと考えており、今後も環境の変化に伴い適切に対応していく所存であります。

5. 財務基盤

（1）当監査法人の財務運営に関する基本方針

監査法人における財務運営は、監査法人の持続可能性と独立性確保のために重要であると認識しております。

当監査法人は、特定の関与先に依存しない財務基盤を有し、今後も継続的に監査業務を提供するため、安定性を重視した財務運営を行っております。

今後もサステナブルな監査法人であり続けるため、安定的な財務運営を心掛けてまいります。

（2）報酬依存度

当監査法人の総業務収入に占める最も報酬の高い関与先に対する報酬依存度は、2025 年 3

月期において 21.6%であり、15%を超えております。しかしながら、当該業務の 2024 年 3 月期の報酬依存度は 8.4%であるため 2 年連続ではなく、また 2025 年 3 月期で監査契約は終了しているため、今後 2 年連続となるリスクもありません。なお、2025 年 3 月期において当該業務の次に報酬の高い関与先に対する報酬依存度は 7.0%であります。

（3）自己資本比率、流動比率

当監査法人の 2025 年 3 月末時点における自己資本比率は 72.4%、流動比率は 344.7%であり、安定的な財務基盤を確保しております。

6. 国際対応基盤

当監査法人において、グローバルな事業展開を行っている関与先もあるため、グループ監査の一環として海外子会社等の監査について対応しております。

現時点では監査先の海外展開の程度から、中国公認会計士、海外子会社監査経験者、TOEIC900 点以上獲得者を含む当監査法人における専門要員によって現地往査を含む監査を実施しております。今後の「グループ監査における特別な考慮事項（監査基準報告書 600）」の適用にあたりましては、関与先の海外事業展開がより一層深まること等によりグループ監査において海外子会社等の監査人が監査に関与する場合には、海外子会社等の監査人の独立性・能力等を評価した上で双方向のコミュニケーションの実施、海外子会社等の監査人の作業の妥当性の評価等を行うことを想定しており、その準備が課題であると認識しております。

なお、当監査法人は現時点でグローバルネットワークには加入しておりませんが、加入の要否についても継続して検討してまいります。

以上